

次世代育成支援対策推進法に伴う一般事業主行動計画

令和3年3月19日策定

令和3年4月1日施行

和歌山県国民健康保険団体連合会

本会ではこれまでも「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画を策定し、職員の仕事と子育ての両立支援のための雇用環境の整備や働き方の見直しに資する労働条件の整備を行ってきました。

引き続き時代の社会を担う子どもの健全な育成を支援することを目的に、下記のとおり行動計画を策定します。

記

1 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とします。なお、必要に応じ計画の見直しを行うものとします。

2 目標

(1) 育児休業等の取得率を維持する

○女性職員の育児休業取得率 100%

○男性職員の子の出生時における特別休暇取得率 100%

○男性職員の育児休業取得促進を図る

〈対策等〉

令和3年4月～ 育児休業制度等の周知・啓発に努め、出産・子育て期にある職員に取得を促す。

(2) 有給休暇の取得を促進する

○年次有給休暇 当年度付与日数の40%以上

○夏季有給休暇 100%取得

〈対策等〉

令和3年4月～ 計画的な取得促進を図るとともに、予定表を作成し見えやすい位置に掲示するなど、有給休暇の取得しやすい職場の環境づくりに努める。

令和3年4月～ 管理職は、毎月の管理職会議で取得状況を報告するとともに、取得が低調な職員に声掛けを行う。

(3) 時間外労働の削減を図る

○ノー残業デー 毎週水曜日

〈対策等〉

令和3年4月～ 緊急若しくは特別の業務がない限り、定時退庁する。業務の都合により、やむを得ず定時退庁ができなかった職員については、翌日を「ノー残業デー」とする。

令和3年4月～ 管理職は、毎月の管理職会議で超過勤務状況を報告するとともに、時間外労働の削減に努める。

※ なお、上記目標については、非正職員についても、併せて取り組みをします。

3 一般事業主行動計画の公表方法及び職員への周知方法

一般事業主行動計画の公表については、本会ホームページにより公表します。
また、職員には、連合会掲示場に掲示し周知することとします。